

2. 公共交通機関の施設

- [1] 改札口
- [2] 通路等(その他これに類するもの)
- [3] 昇降機
- [4] 乗降場
- [5] 便所
- [6] 案内標示等

□公共交通機関の施設整備にあたっての基本方針

高齢者や障害者などの生活圏域・活動圏域の拡大に対応して、高齢者や障害者などが公共交通機関を用いて自立的生活を送れるよう、その整備に努める必要がある。

高齢者や障害者など、移動に制約を有する者が駅舎などの交通施設を利用するに当たって、垂直移動に必要な箇所へのエレベーター・エスカレーターの設置、段差のスロープ化、車いす使用者等の通行のための改札口の幅員の確保などが必要である。また視覚障害者に対しては、視覚障害者誘導用床材や経路認識のための誘導設備の設置が必要である。さらに、聴覚障害者に対しては、光や大きな文字などによる音声以外の情報提供システムの設置が必要である。

それらの対策により公共交通機関の利用者の連続的な移動を確保するよう整備を進めることが望まれる。

- ・ 駅舎等の出入口から通路、改札口を経て乗降場にいたる経路において、障害者や高齢者等の移動に際して障害となるものがなく、かつ、安全に連続して移動できるルートが確保されていること。
- ・ 駅舎等に設置される券売機、便所、情報提供システム等が、高齢者や障害者を含むすべての人々にとって容易に利用できる構造かつ機能を備えていること。

2. 公共交通機関の施設 [1]改札口

整備の基本的考え方

改札口については、車いす使用者や視覚障害者などが円滑に利用できるような十分な幅を確保し、段のない安全な施設整備を行う。

整備基準

改札口を設ける場合においては、建築物[15]改札口の項に定める基準に適合させること。

さらに望ましい基準

・ 改札口の幅は、内法90cm以上とすること。

○解説

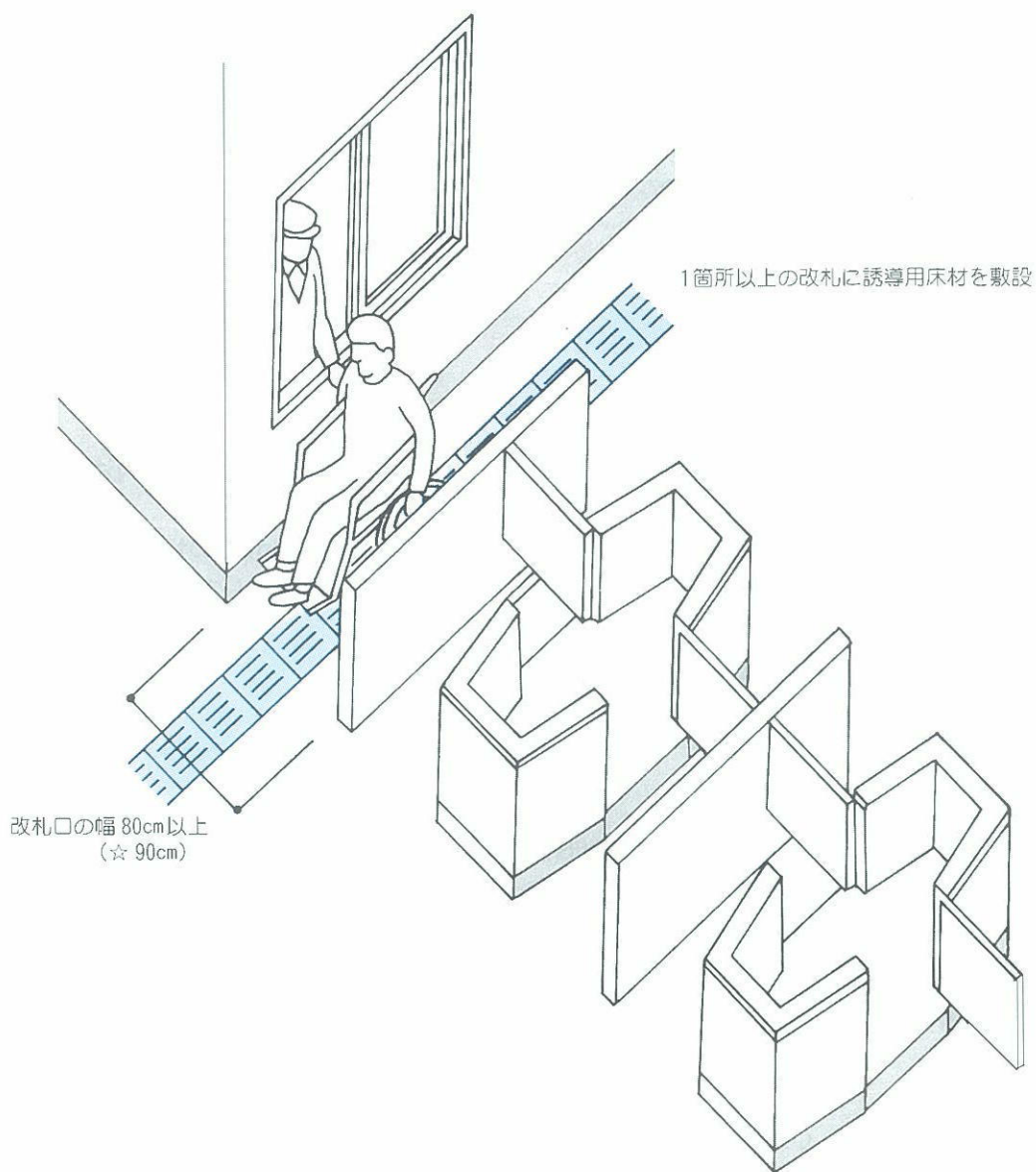
※建築物[15]改札口の項 48 頁参照。

○配慮事項

・ 建築物[15]改札口の項 48 頁参照。

参考解説図

■改札口整備イメージ（有人改札口）



2. 公共交通機関の施設 [2]通路等(その他これに類するもの)

整備の基本的考え方

改札口から乗降場に至る通路は、円滑な移動を確保する。

整備基準	さらに望ましい基準
<p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段を設ける場合においては、当該段は、建築物[3]階段の項に定める構造に準じた構造とすること。</p> <p>(3) 建築物の改札口から一の乗降場に至るすべての通路等に高低差がある場合においては、当該通路等のうち1以上の通路等に建築物[2]廊下等の項第5号に定める構造に準じた構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>(4) 改札口から各乗降場に至る通路等のうち、それぞれ1以上の通路等に誘導用床材を敷設すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりを両側に連続して設けること。 ・段の幅は、内法を150cm以上とすること。 ・段のけあげの寸法は16cm以下とすること。 ・段の踏面の寸法は30cm以上とすること。 ・傾斜路及びその踊場の幅は、内法を150cm以上とすること。 ・傾斜路のこう配は、12分の1を超えないこと。 ・手すりを両側に連続して設けること。

○解説

※車いす使用者用特殊構造昇降機:階段脇等に取り付けるリフト形式の装置。(建築基準法第38条の規定に基づき建設大臣が認める昇降機又は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の3第1項第1号の建設大臣が定める基準に適合する昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するもの)

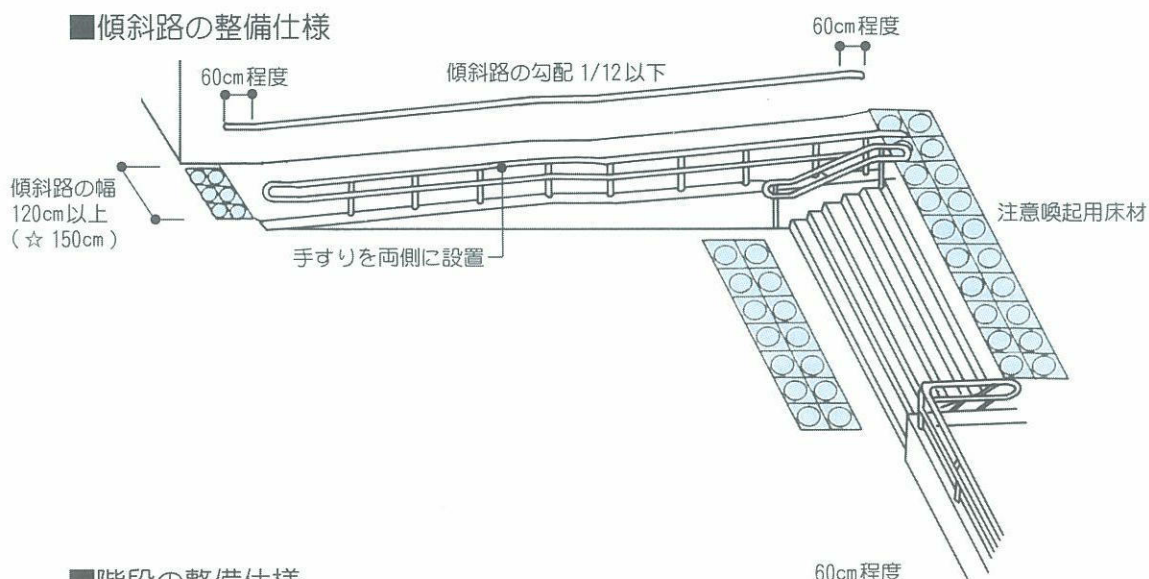
※誘導用床材:周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。(建築物[2]廊下等の項14頁及び参考解説図15頁参照)

○配慮事項

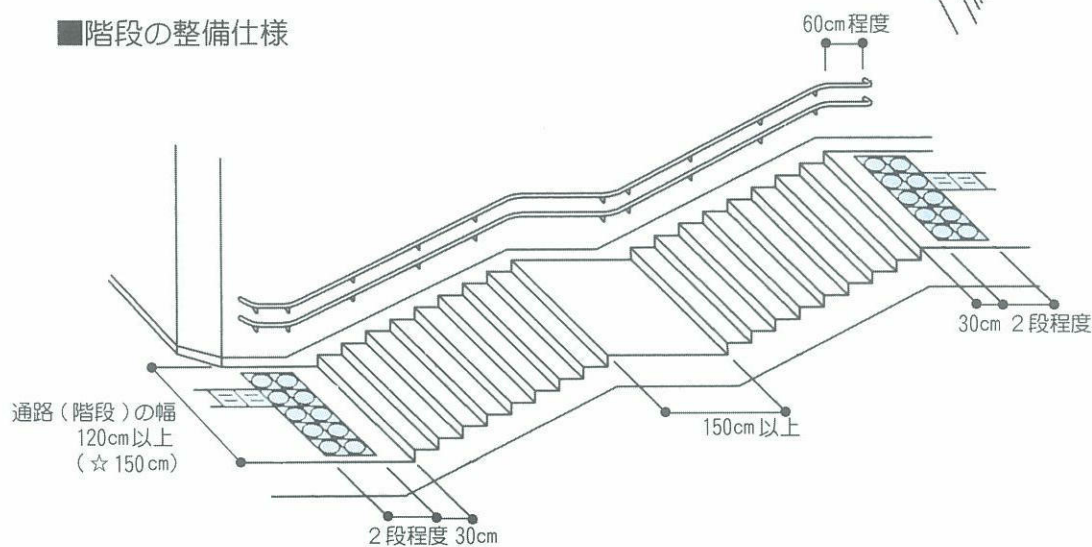
- ・通路の曲がり角は隅切りもしくは曲面とすること。
- ・手すりはできるだけ連続させ、端部には行き先等を点字で標示することが望ましい。
- ・建築物[2]廊下等の項14頁参照

参考解説図

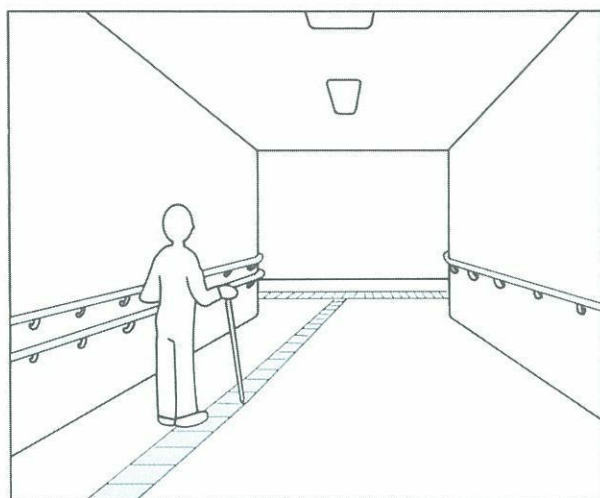
■ 傾斜路の整備仕様



■ 階段の整備仕様



■ 通路の整備例



通路の両側に手すり

2. 公共交通機関の施設 [3]昇降機

整備の基本的考え方

公共交通機関の駅等においては、改札口から乗降場に至るまでに高低差が生じる場合が多いので、建築物と同様に、安全で便利な昇降設備の整備の充実を図る。

整備基準

1日当たりの平均乗降客数が5,000人以上ある停車場等の改札口から乗降場に至る経路に5m以上の高低差が生ずる箇所がある場合においては、当該箇所に建築物[4]昇降機の項第2号に定める構造に準じた構造のエレベーターを設けること。

さらに望ましい基準

○解説

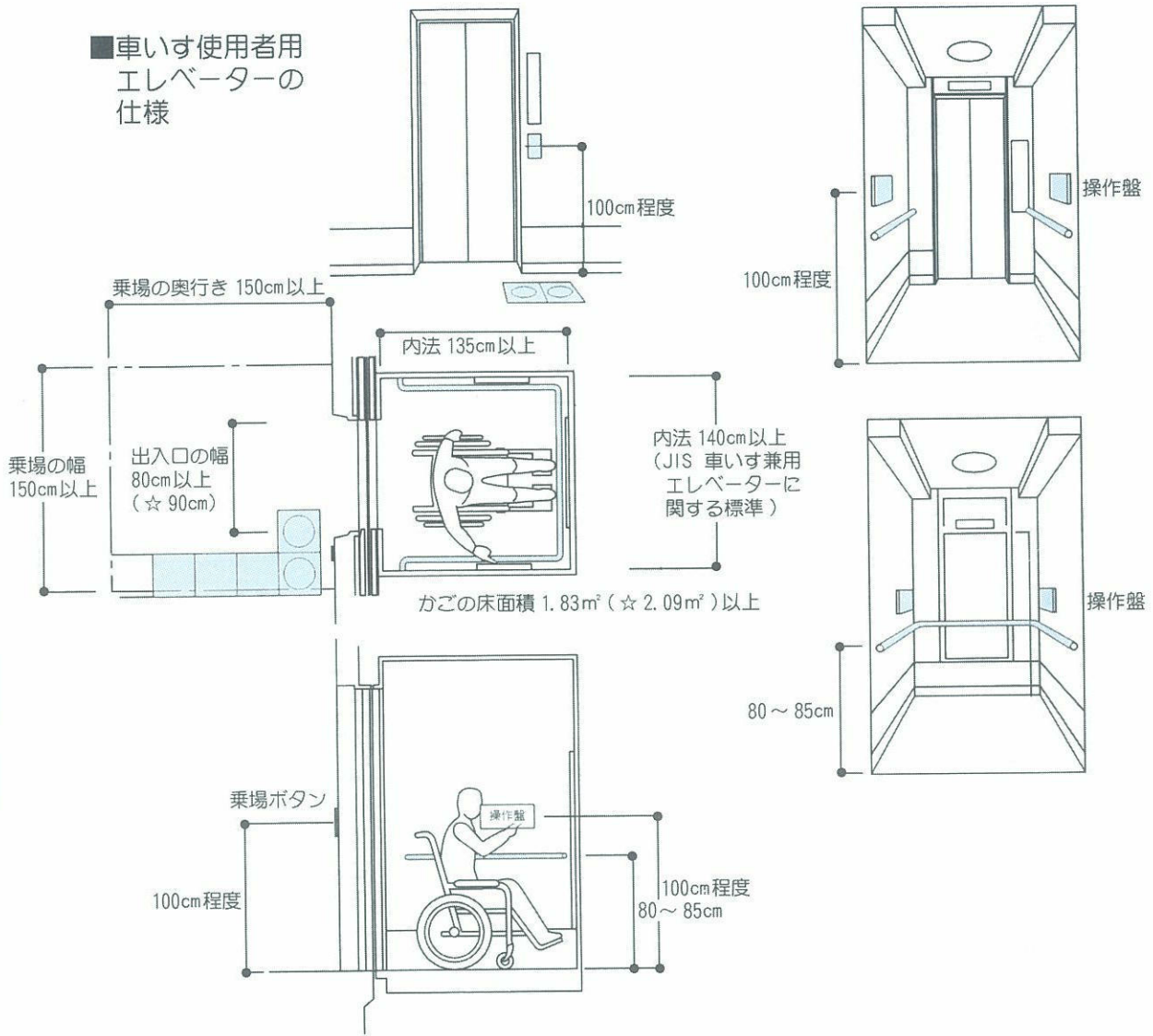
※建築物[4]昇降機の項 20頁参照

○配慮事項

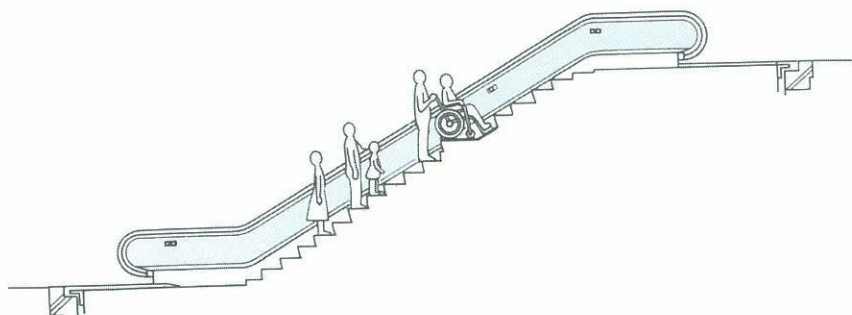
- ・ エスカレーターを設ける場合は、車いす対応型のエスカレーター(参考解説図参照)を設置すること。
- ・ 建築物[4]昇降機の項 20頁参照

参考解説図

■車いす使用者用
エレベーターの
仕様



■車いす対応エスカレーターの場合



2. 公共交通機関の施設 [4]乗降場

整備の基本的考え方

乗降場は事故等の起こりやすい場所であるため、十分な安全の確保を図るとともに、車両等を待つ人々への配慮を念頭に置いた設備の整備を行う。

整備基準

- (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 両端には、落下を防止するためのさくを設けること。
- (3) 縁端に近接する部分には、注意喚起用床材を敷設すること。

さらに望ましい基準

○解説

※落下を防止するためのさく： さくの高さは110cm以上。(参考解説図参照)

※縁端:車両が停車する乗降場の縁の部分

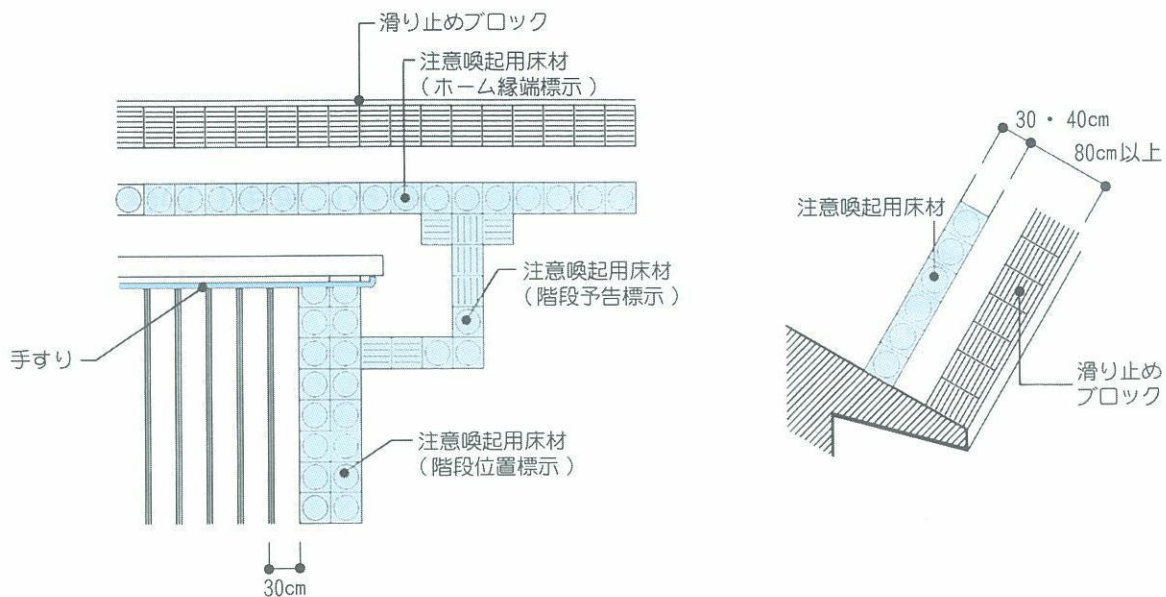
※注意喚起用床材:周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。(建築物[2]廊下等の項14頁及び参考解説図15頁参照)

○配慮事項

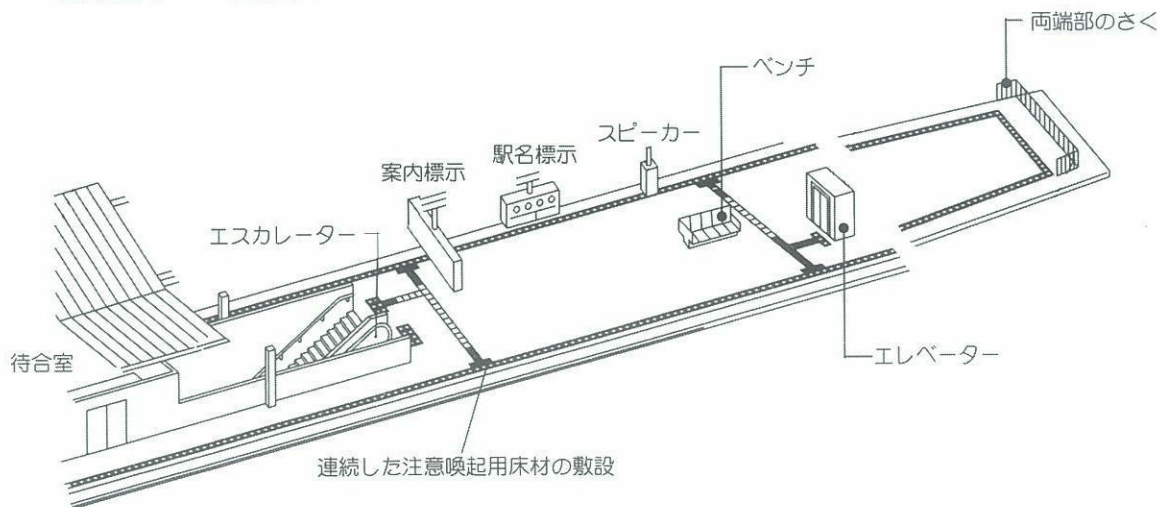
- ・ 乗降場の勾配は1/100程度とし、乗車位置の部分は冬期にも凍結しないよう配慮すること。
- ・ 車両等と乗降場の間隙や段差はできる限り少ないほうが望ましいが、やむをえない場合は注意喚起のための標示等を設ける。
- ・ 乗降場の壁面や柱等に取り付ける看板等は通行者の支障にならないよう設置すること。
- ・ 乗降場には1以上のベンチ及び風雪を避けるための待合室を設けることが望ましい。

参考解説図

■誘導用床材（ブロック）の配置例



■駅舎ホーム整備例



2. 公共交通機関の施設 [5]便所

整備の基本的考え方

公共交通機関の便所においては、清潔な施設整備を充実させるとともに、高齢者や障害者、乳幼児を連れた人などが安心して利用できる施設を整備する。

整備基準

不特定又は多数の者が利用する便所を設ける場合においては、建築物[5]便所の項に定める基準に適合させること。

さらに望ましい基準

○解説

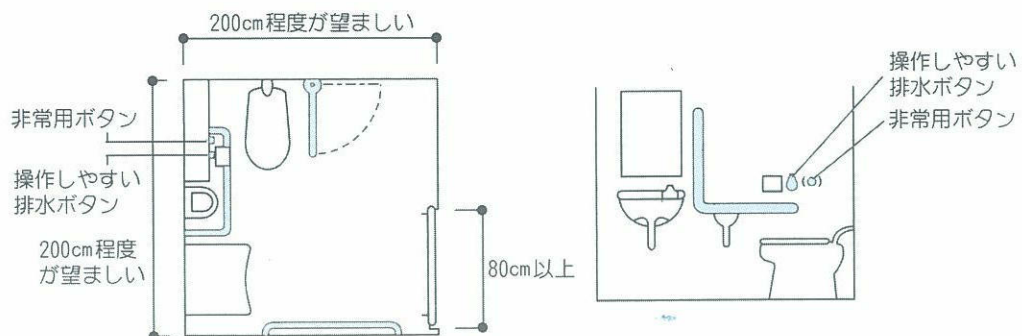
※建築物[5]便所の項 24 頁参照

○配慮事項

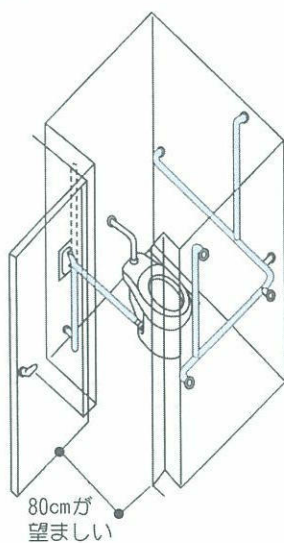
・ 建築物[5]便所の項 24 頁参照

参考解説図

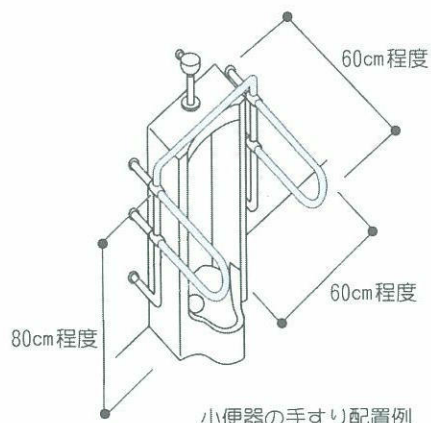
■車いす使用者用便房の仕様(建築物[5]便所の項24頁参照)



■一般用便房・小便器の仕様



洋風大便器の手すり配置例



小便器の手すり配置例

2. 公共交通機関の施設 [6]案内標示等

整備の基本的考え方

公共交通機関の駅等においては規模が大きくなるほど、通路等の利用が複雑になるため、分かりやすく安全に利用者を誘導する案内標示を充実させる。

整備基準

案内標示等を設ける場合においては、建築物[18]案内標示等の項に定める基準に適合する案内標示等を設けること。

さらに望ましい基準

○解説

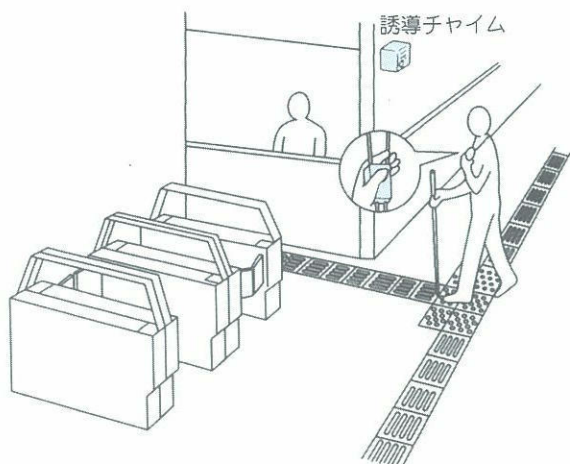
※建築物[18]案内標示等の項 54 頁参照

○配慮事項

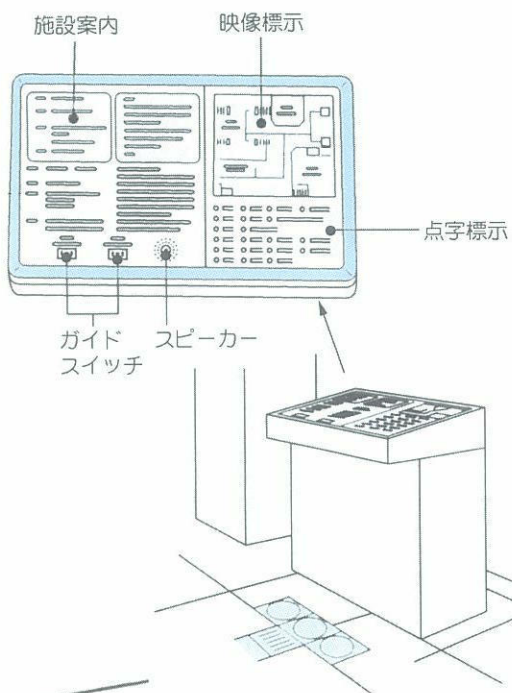
- ・ 施設内の案内標示は文字による他、必要に応じて記号や点字などを加え、分かりやすい案内を行なうこと。また、視覚障害者の利用に配慮し、音声誘導装置を設置すること。
- ・ 車両等の入線などに際し、放送による案内に加えて電子標示板などの文字や映像による案内標示を設けること。
- ・ 緊急時に情報を提供するための標示装置（急告板等）や放送設備を整備すること。
- ・ 建築物[18]案内標示等の項 54 頁参照

参考解説図

■改札口の音声誘導装置設置例



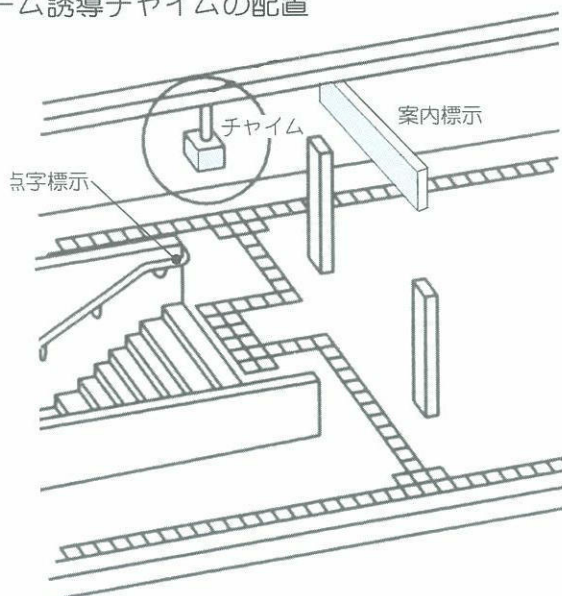
■駅構内に設ける音声・触知図の例



■点滅型音声誘導装置



■ホーム誘導チャイムの配置



チャイム：視覚障害者にホームと階段の境界を知らせるもの